

○登別市議会議員間の協議の場の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市議会基本条例（平成23年条例第8号）第14条の議員個々の政策提案及び課題の提起を議会意思として確立するための協議の場に関し、必要な事項を定めるものです。

(協議の場の設置)

第2条 政策提案及び課題の提起をしようとする議員は、議員間の協議の場の設置提案書（別記様式第1号）により、議長に届け出なければなりません。

2 議長は、議員から別記様式により届出がなされたときは、全議員にその写しを配付します。

3 協議の場は、届出の内容により、議会運営委員会が該当する常任委員会を指定し、当該常任委員会において提案された事項について協議するものとします。

4 前項で協議された政策提案及び課題の提起は、議会運営委員会で決定し、議長に報告のうえ、議会全体の意思として市長に提案するとともに、議会においても積極的に取り組みます。

5 提案する時期については、議会運営委員会で決定するものとします。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行します。

議員間の協議の場の設置提案書

登別市議会議長 提案者氏名：	受付年月日	受付番号
	年 月 日	
事案名：		
具体的な提案内容		